

市 営 住 宅 入 居 募 集 案 内

【募集住宅の概要】

▼東宮谷市営住宅（大網2907番地5）1－2号室

- ・鉄筋コンクリート造3階建 平成11年建築 エレベーターなし
- ・各住戸面積 65.1㎡
- ・間取り 3DK
- ・都市ガス、水洗トイレ
- ・エアコンなし（入居者で設置可）

▼家賃等 家賃 月 21,000円～41,300円

（入居世帯の収入額により決定）

敷金 家賃の3か月分（入居手続き時に納付いただきます。）

駐車場 月 3,140円（駐車場を希望する場合、原則1世帯1台）

※その他に共益費（自治会が徴収）が必要となります。

【申し込み】

▼申込書配布 都市整備課窓口

▼申込方法 都市整備課窓口で配布している所定の入居申込書に必要書類を添付して都市整備課窓口へ提出してください（郵送による提出はできません）

▼申込期間 令和7年1月20日（月）～同年2月6日（木）（土・日曜日を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで

※入居申込時に不足書類がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

▼入居時期 令和7年4月1日（火）以降

▼選考方法 申込者が複数の場合、市営住宅入居者選考委員会で決定します。

▼問い合わせ先 大網白里市 都市整備課 都市計画班
電話 0475-70-0364

【申し込み（入居）資格】

次の（１）～（６）までのすべてに該当する方が申込（入居）可能です。

- （１）申込者が日本国籍を有する方、又は外国人で申し込み本人及び同居しようとする親族の在留期間が１年以上の在留資格を有する方。
- （２）原則として市内に住所を有する方。
- （３）現に同居し、又は同居しようとする親族がある方。

※単身者の申込（入居）は、別紙の「**単身入居可能者一覧表**」の要件に当てはまる場合は可能です。

※同居できる親族には、次の方も含まれます。

- ①事実上婚姻関係にある方。（内縁関係は住民票で「未届夫」又は「未届妻」となっており戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できること）
- ②現在婚約中であり入居関係書類の提出時までには婚姻をした旨の証明が提出でき、かつ同居できることが確実である方。
- ③現在扶養を要する親族と別居しているが、入居日までに同居することが必要であり、かつ確実である方。
- ④現に懐妊しており、出産予定日が申し込み期限内の方。

※親族の範囲は、６親等内の血族、配偶者、３親等内の姻族です。

- （４）現に住宅に困窮していることが明らかな方
申込者（同居しようとする親族を含む）が自家所有者（登記簿上の名義人及び共有名義人）及び公営住宅の入居者は、原則として申し込むことはできません。
ただし、競売等により自家所有者でなくなる方、又は、現在自家所有であるが、家を売りに出しており、入居関係書類の提出時までには所有権移転の確認のとれる証明を提出できる方は申し込みができる場合があります。

- （５）世帯の収入が次の収入基準額以下であること
収入基準額は、世帯における１年間の総所得金額を計算し、そこから、あてはまる控除額をすべて差し引いた残りの金額を１２（か月）で割った額（世帯の月収額）で判定します。

収入基準額	【一般世帯】	<u>158,000円</u>
	【一定の要件に該当する世帯】	
	（要件は別紙「 収入基準一覧表 」参照）	<u>214,000円</u>

- （６）申し込み本人又は同居しようとする者が暴力団員でないこと

※入居資格の詳細については別紙の「**単身入居可能者一覧表**」、「**収入基準一覧表**」を確認ください。また、「大網白里市市営住宅設置管理条例」、「大網白里市市営住宅設置管理条例施行規則」を参照ください。

◆ 単身入居可能者一覧表 ◆

次のいずれかの要件に該当する方は単身での申込（入居）が可能です。

(1) 60歳以上の者
(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度の者 イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度の者 ウ 知的障害 知的障害で療育手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が㉠、㉠1、㉠2、A1、A2、B1、B2の者
(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は表ノ3の第1款症の者
(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支給給付を含む。）を受けている者
(6) 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当する者 ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

◆収入基準一覧表◆

次の要件に該当する世帯は収入基準額が 214,000円 となります。

対象世帯	要 件
身体障害者世帯	世帯員のいずれかが、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度の世帯
精神障害者世帯	世帯員のいずれかが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に該当する程度の世帯
知的障害者世帯	世帯員のいずれかが、上記の精神障害者と同程度に相当する知的障害者の世帯
戦傷病者世帯	世帯員のいずれかが、戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度の世帯
原爆被爆者世帯	世帯員のいずれかが、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている世帯
引揚者世帯	世帯員のいずれかが、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない世帯
ハンセン病療養所退所者世帯	世帯員のいずれかが、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者である世帯
高齢者世帯	入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である世帯
子育て世帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

【申込後の流れ（予定）】

- ①募 集 期 間：令和7年1月20日（月）～2月 6日（木）
- ②訪 問 調 査 等：令和7年1月27日（月）～2月17日（木）
- ③入居者選考委員会：令和7年2月下旬～3月上旬
- ④入居許可書送付：令和7年3月17日（月）頃に入居決定に関する通知をします。
※選考もれの方にもその旨を通知します
- ⑤入 居 手 続 き：請書・保証人引受承諾書・敷金領収証書等の写し
手続き完了後に入居許可・鍵交付
- ⑥入 居 開 始：令和7年4月1日（火）以降

【入居手続き】

入居許可書の通知を受けた者は、入居決定日から10日以内に次の手続きをしていただきます。

- ・保証人の連署する請書を提出していただきます。
- ・敷金（家賃の3か月分）を納付していただきます。
- ・駐車場使用申込書を提出していただきます。

■保証人

- ・入居するにあたり、保証人が必要です。
（保証人は、原則として、市内居住であり入居者と同程度以上の収入を有する者であること。）
- ・保証人になる方には、印鑑登録証明書、所得を証明する書類等を提出していただきます。
※ただし、やむを得ない事情で保証人を立てられない場合は申込時にご相談ください。

■敷金

- ・住宅使用料（家賃）の3か月分を敷金として納入していただきます。
※住宅を退去する際に未納家賃があるとき、および入居者の故意・過失などにより住宅を汚損・破損したときは、敷金から未納家賃や修繕費等を差し引いてお返しすることになります。

■駐車場

- ・駐車場は有料です。（月3,140円 原則1世帯1台 駐車スペース：全長4.7m、全幅2.3m）
※駐車場の利用を希望される場合は、申込時にご相談ください。

【入居にあたり】

- ・部屋の電気、ガス、水道等の使用手続きは入居者で行なってください。
- ・部屋の照明、エアコン、ガスコンロ等については必要に応じて入居者の負担で設置してください。

【共益費】

- ・共用部分電気料金（照明、浄化槽ポンプ等）、水道料金、清掃費等について入居者の負担になります。自治会に加入し、そちらへの納付をお願いします。

【入居後の禁止事項】

- ・他の居住者の迷惑となる騒音や振動を出さないこと。
- ・共用部分の廊下やベランダは緊急時、避難通路となるため物を置かないこと。
- ・住居以外の用途に使用しないこと。ただし、特別に市長の許可を得た場合は住居の一部を併用することができます。
- ・犬、猫、にわとり、はと等の動物を飼育・餌付けすること。

【住宅の修繕等】

- ・建物の構造上重要な部分以外（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分）の修繕、および入居者の故意過失に因る修繕等は入居者の負担によって行っていただきます。ただし軽微な修繕以外は必ず修繕前に市にご相談ください。

【住宅の模様替え（増築）等】

- ・入居者は市営住宅を模様替え（増築）してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において市長の承認を得た場合は行なうことができます。

【明け渡し義務】

- ・入居後3年を経過した世帯で、規定の基準を超過した収入を得ている世帯には住宅の明け渡し努力義務が生じます。さらに、5年を経過した世帯で高額所得者（世帯）と認定された場合は、一定の期間内に住宅を明け渡していただきます。

【その他】

- ・公営住宅に関する法令、本市例規に従って住宅を使用し、必要な手続き等は速やかに行ってください。
- ・入居者の生命・身体又は財産の安全を守るために、警察、消防、その他関係機関に対して、入居者に関する個人情報を提供することに同意が必要となります。
- ・使用料の滞納、迷惑行為、その他法令違反等が発した場合、公営住宅法、各法令、条例及び規則等に基づき、個人情報を本市各課に照会をかけるほか、預貯金等に係る情報の提供を関係金融機関等に求めることに同意が必要となります。
- ・自治会（入居者）で実施している共用部分等の清掃や草刈など、住宅を管理するために必要な活動へご協力ください。